

## 賛助会員規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人海と日本プロジェクト in やまぐち（以下「本社团」という。）定款第6条に規定する賛助会員に関して、必要な事項を規定したものである。

### (賛助会員の資格)

第2条 本社团の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものは、本社团の承認を得て賛助会員となることができる。

### (入会の申請)

第3条 賛助会員になろうとするものは、本社团賛助会員規程（以下「本規程」という）および別途に定める本社团会費規程を承認のうえ、別紙「入会申込書」にて本社团に申し込むものとする。

### (入会の承認)

第4条 前条の規定により申し込みがあった場合、代表理事は入会の可否について理事会に諮る。

- 2 理事会は、入会の可否を議決する。
- 3 理事会の議決は、定款に従い行われる。
- 4 代表理事は、入会の可否について議決されるときは、当該申込者にその旨通知する。  
なお、通知に当たっては、可否の理由は示さないものとする。

### (会員資格及び有効期間)

第5条 賛助会員資格の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。  
ただし、年度の途中で入会した場合は、入会承認通知の日から当該入会承認通知の日が属する年度の末日までとする。

- 2 前項に定める有効期間は、賛助会員から退会の申し出がない限り、毎年度自動的に更新されるものとする。
- 3 賛助会員の資格は、第三者に譲渡し、使用させるなどをしてはならない。

### (入会後の事項変更の連絡)

第6条 賛助会員は、入会の申し込み時の事項に変更が生じたときは、速やかに本会に連絡するものとする。

(退会)

第7条 賛助会員は、退会する場合、別紙「賛助会員退会届」を本会に提出するものとする。

2 前項により退会した場合、既に納入された賛助会費は返還しないものとし、未納分の賛助会費があるときは、その納入を免れないものとする。

(年会費)

第8条 賛助会員が納入する年会費に関しては、別途に本団体会費規程にて定める。

(賛助会員の権利)

第9条 賛助会員は次の権利を有する。

- (1) 本団体が発信する各種情報について会員割引価格または無償での閲覧。
- (2) 本団体が主催するセミナー、イベント、研究会、研修会などへの優先的な案内。
- (3) 本団体が実施する社員総会及び公開理事会への参加。
- (4) 本団体の活動に関する報告を受け、また情報を得る権利。
- (5) その他、理事会の承認により認められる各種権利。

(禁止事項)

第10条 賛助会員は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の賛助会員、第三者若しくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為またはそれらのおそれのある行為
- (2) 他の賛助会員、第三者若しくは本会に不利益や損害を与える行為またはそれらのおそれのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為またはそれらのおそれのある行為
- (5) 本会の運営、活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (6) その他不適切と判断される行為

2 賛助会員が、前項各号のいずれかに該当する行為をし、本会が賛助会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により、賛助会員の資格を取り消すことができる。この場合、本会に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 賛助会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたり該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員

- (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋または特殊知能暴力集団
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 賛助会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて本会の信用を毀損し、または本会の業務を妨害する行為
  - (4) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前各号のいずれかに該当する行為をし、本会が賛助会員として不適切であると判断した場合は、書面による通知により賛助会員の資格を取り消すことができるものとする。この場合、本会に納入した賛助会費は返還しないものとする。

(免責事項)

- 第12条 本会は、賛助会員が被ったいかなる損害についてもこれを賠償する責を追わないものとする。
- 2 賛助会員が、他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、本会に損害を与えることのないものとする。
- 3 賛助会員が本規程に抵触する行為または不正若しくは違法な行為により本会に損害を与えた場合、本会は当該賛助会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(協議管轄裁判所)

- 第13条 本会と賛助会員との間で問題が生じたときは、両者誠意をもって協議するものとする。
- 2 協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、本会の所在地を管轄する裁判所を賛助会員及び本会の専属合意管轄裁判所とする。

(改定)

- 第14条 本規程の改定は、理事会の承認による。

附則

- この規程は、令和6年6月18日から施行する。